

平成30年度から3年間の介護保険料について

問い合わせ先 駅南庁舎長寿社会課

0857-20-3452
0857-20-3404
各総合支所市民福祉課(12ページ)

65歳以上の人の介護保険料は、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定にあわせて3年ごとに見直しを行っています。平成30年度から3年間の計画において、計画期間中に必要となる保険給付に係る費用の見込み量などを算定し、それに基づき下表のとおり保険料を改定しました。
高齢化が進む中で、介護を必要とする人を社会全体で支える介護保険制度の重要性はますます高まっています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。



【平成30年度から3年間の介護保険料基準額】

区分	改定前 A	改定後 B	差額 C (B-A)	引き上げ率 (C/A)
年額 (a)	74,700 円	78,000 円	3,300 円	4.4%
月額 (a/12)	6,225 円	6,500 円	275 円	

【所得段階別の介護保険料】

保険料段階	対象者	算定方法	年間保険料
1	本人が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税	①生活保護受給者 ②高齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 × 0.45 (0.5*) 35,100円 (39,000円*)
2		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額 × 0.625 48,750円
3		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額 × 0.75 58,500円
4		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 × 0.85 66,300円
5 (基準)	本人が市民税課税 世帯に市民税課税者がいる	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	基準額 78,000円
6		本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.20 93,600円
7		本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額 × 1.35 105,300円
8		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 × 1.65 128,700円
9		本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額 × 1.85 144,300円
10		本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 × 2.00 156,000円
11		本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 × 2.10 163,800円
12		本人の前年の合計所得金額が800万円以上	基準額 × 2.20 171,600円

※1 () 内は、公費負担により実施する保険料軽減措置前の料率および保険料

平成30年度の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料の額や納付方法については、7月中旬にお送りする納入通知書でお知らせしますので、必ず内容をご確認ください。

■介護保険料の納付方法

年金からの徴収(特別徴収)が基本ですが、納付書による納付(普通徴収)や、両方による徴収(併用徴収)の場合があります。なお、希望により特別徴収を中止して、普通徴収に変更することはできません。

■便利で確実な口座振替をお勧めします

普通徴収または併用徴収の人は、口座振替をご利用いただけます。指定口座から自動的に支払われますので、納め忘れがなく、支払いの手間もかかりません。口座振替を希望される場合は、振替月の前月15日までに、通帳、届出印、納入通知書をお持ちのうえ、各金融機関に備え付けの申請書で手続きをお願いします(納入通知書にも口座振替依頼書と同じ入りますのでご活用ください)。

■平成30年度に65歳を迎える人の介護保険料

40歳〜64歳までの介護保険料は、みなさんが加入している医療保険から納められていましたが、65歳を迎える日の前日が属する月の介護保険料から、みなさん一人ひとりが本市に直接お支払いいただくこととなります。また、65歳になられてから約1年程度は普通徴収(納付書または口座振替)でのお支払いとなります。介護保険料の特別徴収が開始される際にはその旨を通知しますので、それまでの間は、普通徴収でのお支払いにご協力をお願いします。

よくある質問

Q 65歳になりましたが、まだ勤めている会社の給与から介護保険料が引かれています。市にも支払う必要がありますか? また、二重払いになりませんか?
A お支払いいただく必要はありません。会社の給与から引かれている介護保険料は、64歳までの分になりますので、二重払いにはなりません。なお、医療保険の被扶養者に40歳から64歳までの人がおられる場合は、その人の分の介護保険料があります。詳しくは、医療保険者にご確認ください。

滞納期間	措置内容
1年以上	サービスを利用したときに、いったん全額を支払っていただきます。その後、申請により保険給付相当分(9割または8割*)が払い戻されます。※平成30年8月からは9割〜7割
1年6カ月以上	保険給付の一時差止や、滞納している保険料相当分が保険給付額から差し引かれます。
2年以上	徴収権が時効により消滅することで、保険料を支払うことができなくなります。その場合は、保険料未納期間に応じて、サービス費用の自己負担額が引き上げられるほか、その間は高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

■介護保険料の減免・軽減制度

災害、病気、失業など特別な事情により一時的に保険料を支払えない場合は、申請により徴収猶予または減免を受けることができます。また、低所得者に対しては、軽減制度がありますので、長寿社会課までご相談ください。

■介護保険料を納めないといけない

納期を過ぎた保険料には督促手数料や延滞金がかかります。また、特別な事情がない限り、保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次表のような措置がとられます。

■介護保険負担割合証をお送ります

これまで介護サービスの利用者負担は原則1割か2割でしたが、平成30年8月から、一定以上の所得がある人は利用者負担が3割になります。利用者負担の割合(1〜3割)は、7月中旬に要支援・要介護認定を受けている人と、事業対象者に該当している人全員にお届けする、新しい「介護保険負担割合証」でご確認ください。
なお、介護保険負担割合証の有効期間は8月1日から1年間で、毎年7月に新しい介護保険負担割合証をお届けします。

介護保険負担割合証

交付年月日 年 月 日

被保険者番号、住所、氏名、生年月日などが記載されます。

有効期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

利用者負担の割合(1割・2割・3割)が記載されます。

利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日

被保険者番号並びに保険者の名称及び印